教育職員免許状（領域追加）の出願について

（教育職員免許法第５条の２第３項を利用して申請される場合）

滋賀県教育委員会が発行した特別支援学校教諭免許状へ新教育領域を追加する場合の申請方法についての説明です。他都道府県教育委員会で発行された特別支援学校教諭免許状へ新教育領域を追加する場合は、当該免許状を発行した都道府県教育委員会へおたずねください。

教育職員免許状（領域追加）の出願につきましては、下記により出願されるようお願いします。

申請書は、毎月月末で処理していますので、申請月の翌月の中旬頃に申請者の住所に送付します。（ただし、３月分については多少遅れますので御承知ください。）

申請書類に不備がないよう、十分注意し出願してください。

＜＜注意＞＞

・令和４年７月１日から、申請様式が改正されています。滋賀県ホームページに掲載する最新の様式により、申請を御準備ください。

・滋賀県立学校勤務の場合の「実務に関する証明書」「人物に関する証明書」の発行手順および取扱いについては(https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/toukei/shinseisyo/download/306434.html)をご確認ください。

出願に必要な書類

書　　類　　名	特別支援教育科目の修得による場合	教育職員検定による場合
教育職員免許状授与願(様式第1号)	○	○
教育職員免許状出願要項(様式第2号)	○	○
免許状原本と写し　※１	○	○
更新講習修了確認証明書等の原本と写し　※２	○	○
履歴書(様式第4号)	○	○
宣誓書(様式第5号)※現職教員は不要	○	○
実務に関する証明書(様式第6号)		○
人物に関する証明書(様式第7号)		○
身体に関する証明書(様式第8号)		○
学力に関する証明書	○	○

※１　領域を追加することとなる特別支援学校教諭免許状だけでなく、現に有する教員免許状について、その全てが対象となります。

※２　現に有する教員免許状について、令和４年法律第 40 号による改正前の法令に基づき、更新、免除、延期等の手続きに応じ、免許管理者が発行した直前の証明書が対象となります。更新等の手続きを行ったことがない場合は、不要です。証明書の原本については、確認後、免許交付に併せて返却します（持参による場合はこの限りではありません）。

注１　婚姻等により、本籍・氏名が現に有する免許状、卒業証明書、学力に関する証明書（単位修得証明書）と異なる場合は、異なる理由および変更した時期が分かる書類（発行後３か月以内の戸籍抄本等）を添付してください。

本籍、氏名が２回以上異動した場合や戸籍の改製により改製前の本籍、氏名が確認できない場合等、戸籍抄本の記載事項では本籍地や氏名の異動状況が確認できない場合があります。
この場合は、戸籍抄本のほか、異動の状況が確認できる書類（除籍抄本、改製原戸籍等）が必要ですので、市町村の戸籍窓口へご相談ください。

２　書類の記入に当たっては、できるだけ丁寧に記入し、略字等は使用しないでください。

３　出願書類の作成年月日の記入については、原則としてすべて申請時の日付で記入してください。

【手数料の支払方法】

・お支払い日は、申請書類を郵送した日付もしくは持参する日付と同日にしてください。

・下記の URL もしくは二次元バーコードからアクセスできる「しがネット受付サービス」により、申請情報およびクレジットカード情報等を入力してください。

https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/ryouikituika

【上記の支払方法に対応できない場合】

・クレジットカードの使用ができない等により上記の支払方法に対応できない場合は、コンビニ決済による現金支払いにて、手数料を納付いただきます。

・コンビニ決済を希望の場合は、申請書類を提出後に、支払方法の詳細を別途ご案内させていただきますので、先に申請書類のみを郵送もしくは持参してください。

教員免許状（領域追加）について

領域追加とは、所有する特別支援学校教諭免許状に記載される特別支援教育領域を追加することを言います。領域追加の方法は、大学等での科目修得により要件を満たす場合(以下「科目修得」といいます。)と、所定の最低在職年数や最低修得単位数を組み合わせて、教育職員検定により要件を満たす場合(以下「検定」といいます。)があります。

出願書類の記入について

1　教育職員免許状授与願（様式第１号）

(1) 本人が記入してください。（氏名欄に押印する必要はありません。）

(2) 手数料は　科目修得　３，３００円　検定　５，０００円　です。
支払方法について、「手数料支払確認欄」よりどちらかを選択してください。

【電子支払の場合】（原則）
・支払完了後に、手数料支払確認欄の電子支払完了の左側にある □ にチェックください。

【電子支払ができない場合】
・手数料支払確認欄の電子支払ができない場合の左側にある□にチェックください。
※支払方法については、申請書類提出後に別途ご案内いたします。

(3) 「(領域追加)」「(検定)」「(交付)」は、３カ所ありますが、「(検定)」「(交付)」を２重線で消してください。

(4) 本籍地、氏名、生年月日は、戸籍登載どおり記入し、略字等は使用しないで正確に丁寧に記入してください。本籍地は、都道府県名のみ記入してください。

(5) 免許状の種類の欄は、免許法第４条に掲げる種類を正確に記入してください。
例　特別支援学校教諭一種免許状　　特別支援学校教諭専修免許状　等

(6) 教科（特別支援教育領域）の欄は、追加後のすべての特別支援教育領域を記入し、追加することとなる特別支援教育領域について下線を引いてください。

(7) 根拠規定の欄は、免許法の定めにより、免許法 第５条の２ 第３項 と記入してください。

2　教育職員免許状出願要項（様式第２号）

①③④⑥⑦　様式第１号の記入要領により記入してください。

⑧　出願の基礎になる学歴を記入し、４年制大学の場合は学士号も記入してください。

⑨　検定による出願の場合、申請月の前月末までの実務経験（講師等の経験を含む。）を記入してください。科目修得による出願の場合は、空欄で結構です。

⑩　既に受けた免許状をすべて記入してください。

3　免許状

(1) 所持する全ての教員免許状を添付してください。免許状は原本とその写しを確認しますので、原本を送付または持参してください。ただし、現職の教員で、免許状の写しに、所属長等による

原本と相違ないことの証明(裏面のある場合は裏面についても必要)がある方に限り、原本の提出に代えることができます(証明日が３か月以内のものに限る。)。紛失した等の理由で原本を送付（持参）できない場合は、授与証明書(原本に限る。)を添付してください。なお、領域を追加することとなる特別支援学校教諭免許状については、原本に限ります。

また、提出された免許状の原本は、領域を追加することとなる特別支援学校教諭免許状を除き、郵送による提出の場合、出願に係る免許状の発送と同時に返却しますが、それよりも早く返送を希望される場合は、その旨を付記し返送用封筒と必要な郵送料に相当する切手を添えてください。(審査が完了次第、返送用封筒にて返送します。）※授与証明書を提出した場合は、原本を回収するため、返却いたしません。

(2) 本籍・氏名等が申請時と異なるときは、異なる理由および変更した時期が確認できる書類（発行後 3 か月以内の戸籍抄本等）を添付してください。

４　履歴書（様式第４号）

(1) 本人が記入してください。（氏名欄に押印する必要はありません。）

(2) 学歴・職歴・処分歴とも、古い事項から順に記入してください。

(3) 学歴は中学校から記入してください。

(4) 職歴は、学校以外の勤務についても記入してください。また、学校関係の勤務については、発令学校ごとに記入し、職名も併せて記入してください。なお、始期のみの記載で終期を記載する必要はありません。

※欄が不足する場合には別に用紙を足して記入してください。

５　実務に関する証明書（様式第６号）

(1) 検定による出願の場合に必要です。

(2) 証明すべき所属長は、勤務してきた学校（基礎となる学校種に限る）の校長です。複数の学校での勤務経験について証明を必要とする場合は、勤務校ごとに証明書を作成することとなりますが、実務証明責任者が同一である場合（例：Ａ市立Ｂ中学校とＡ市立Ｃ中学校の両校における勤務経験について証明が必要な場合）は、直近の学校長が証明することで一通の証明書にまとめても差し支えありません。

(3) 証明すべき実務証明責任者は、公立学校勤務の場合は当該学校の管理運営をする教育委員会（教育長ではないので注意すること。）、私立学校勤務の場合はその私立学校を設置している学校法人等の理事長、大学附置の国立・公立学校勤務の場合は大学長になります。なお、滋賀県立学校勤務の場合の実務に関する証明書の発行方法については、次の URL を確認してください。
(https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/toukei/shinseisyo/download/306434.html)

実務証明責任者は、所属長の証明に基づき、勤務成績について良好と認める場合に、本証明書の記載事項を証明します。

(4) 証明できる勤務期間は前月末日までとなります。

(5) 各記入欄については、以下の点に注意して記入してください。

・「期間計」欄については、応当日の前日をもって１ヶ月と計算。

・「勤務校」欄については、特別支援学校の場合は担当学部および担当領域を記入。

・「担当教科」欄については、中高(特別支援学校の中等部・高等部を含む)の場合のみ記入。

・「週当たりの時間数」欄については、非常勤講師の場合のみ記入。

(6) 証明対象の勤務期間のうち、長期(90日程度)にわたって勤務しなかった期間(育休、産休、休職等)については、その期間を明示してください。なお、当該期間は、勤務期間からの除算対象となります。

(7) 提出は、親展書とし厳封のうえ提出してください。なお、実務証明責任者による証明日が３か月以内である場合のみ有効とします。

6　人物に関する証明書（様式第７号）

(1) 検定による出願の場合に必要です。

(2) 証明すべき所属長は、現に勤務している学校の校長です。現職教員でない場合は、直近の学校長の証明になります。所属長は、被証明者の人物について、教育職員としての適格性を判断し、所見欄の「適格」または「不適格」を○で囲みます。

(3) 証明すべき実務証明責任者は、公立学校勤務の場合は当該学校の管理運営をする教育委員会（教育長ではないので注意すること。）、私立学校勤務の場合はその私立学校を設置している学校法人等の理事長、大学附置の国立・公立学校勤務の場合は大学長になります。なお、滋賀県立学校勤務の場合の人物に関する証明書の発行方法については、次のURLを確認してください。
(https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/toukei/shinseisyo/download/306434.html)

実務証明責任者は、所属長の証明内容が適正であり、被証明者の人物が良好であると認める場合に、本証明書の記載事項を証明します。

(4) 提出は、親展書とし厳封のうえ提出してください。なお、実務証明責任者による証明日が３か月以内である場合のみ有効とします。

7　身体に関する証明書（様式第８号）

医療機関で医師の証明を受けてください。なお、医師による証明日が３か月以内である場合のみ有効とします。他の健康診断の結果等により本様式の代替とすることはできません。

＊この様式は公立学校任用時の健康診断書としては使用できません。

8　学力に関する証明書

申請に必要な単位の修得証明書で、大学等の教員免許状取得用の証明書を添付してください(成績証明書は不可)。原則として発行後３か月以内のものとします(認定講習等の場合を除く。)。

学力に関する証明書は、発行する大学により厳封し、未開封の状態で提出してください。開封されてあるものは、不可とします(認定講習等の場合を除く。)。

9　その他

書類作成に当たって不明な点がありましたら、下記まで問い合わせてください。

滋賀県教育委員会事務局教職員課　服務・免許係
〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目１－１
ＴＥＬ　０７７－５２８－４５３１
（土・日・祝日を除く午前９時から午後５時まで）
メールアドレス　ma0304@pref.shiga.lg.jp